〃	第三十八回	五十三億円	九十九円五十六銭		
〃	第三十九回	百十九億円	百一円三十九銭		
〃	第四十一回	七十二億円	百一円七十三銭		
〃	第四十三回	五十四億円	百一円十四銭		
〃	第四十四回	四十一億円	百一円五十二銭		
〃	第四十五回	二十億円	百一円七十六銭		
〃	第四十六回	十二億円	百二円十七銭		
〃	第四十七回	四十億円	百一円五十銭		
〃	〃	二十億円	百一円八十銭		
〃	第四十八回	十四億円	百五円三銭		
合　計		九百四億円			

○財務省告示第二百十四号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月二十五日

財務大臣　野田　佳彦

第一号に次のように加える。

ル　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって、ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成二十二年六月外務省告示第三百十二号）で定めるものをいう。）に対するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

○財務省告示第二百十五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月二十五日

財務大臣　野田　佳彦

第一号に次のように加える。

ワ　ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成二十二年六月外務省告示第三百十二号）で定めるものをいう。）（以下「ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等」という。）

第二号に次のように加える。

ル　ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等

第三号に次のように加える。

リ　ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等

○厚生労働省告示第二百五十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の三第一項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、その名称を次のとおり公表する。

平成二十二年六月二十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

通し番号	名称	整理番号
18660	アクリルアミド・アクリル酸・アクリル酸＝2－エチルヘキシル・［アクリル酸と2－エチル－2－（ヒドロキシメチル）プロパン－1，3－ジオールのジアクリル酸＝2－（アクリロイルオキシメチル）－2－エチルプロパン－1，3－ジイルを主成分とする反応生成物］・アクリル酸ブチル・｛［(1，2－エポキシアルカン（C＝12，14）とアクリル酸の反応生成物）とオキシランの反応生成物］－2－エン－1－オールの反応生成物｝・｛［3－（2，3－エポキシプロピル）－1－エンと分岐アルカノール（C＝10～14）の反応生成物］プロパ－1－オールのオキシラン重付加物｝の硫酸エステルのアンモニウム塩）・4－ビニルベンゼンスルホン酸ナトリウム・メタクリル酸・メタクリル酸＝2，3－エポキシプロピル・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸メチル・3－（メタクリロイルオキシ）プロピル（トリメトキシ）シラン共重合物の脱メタノール縮合物	9－2342
18661	アクリルアミド・アクリル酸・アクリル酸＝2－ヒドロキシエチル・アクリロニトリル・スチレン・ブタ－1，3－ジエン・ブタン二酸共重合物	9－2343
18662	アクリルアミド・アクリル酸・アクリル酸＝2－ヒドロキシエチル・アクリロニトリル・スチレン・ブタ－1，3－ジエン・メタクリル酸メチル・2－メチリデンブタン二酸共重合物	9－2344
18663	アクリルアミド・アクリロニトリル・スチレン・ブタ－1，3－ジエン・フマル酸・メタクリル酸メチル・2－メチリデンブタン二酸共重合物	9－2345
18664	アクリル酸・アクリル酸エチル・アクリル酸＝2－エチルヘキシル・アクリル酸＝2－ヒドロキシプロピル・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル・アクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸＝2，6，6－テトラメチル－4－ピペリジル・メタクリル酸＝*tert*－ブチル・メタクリル酸メチル共重合物	9－2346
18665	アクリル酸・アクリル酸＝2－エチルヘキシル・アクリル酸＝シクロヘキシル・メタクリル酸＝1，2，2，6，6－ペンタメチルピペリジン－4－イル・メタクリル酸メチル共重合物	9－2347
18666	アクリル酸・アクリル酸＝3，4－エポキシトリシクロ［5．2．1．$0^{2,6}$］デカン－8（又は9）－イル共重合物	9－2348
18667	アクリル酸・アクリル酸＝2－ヒドロキシプロピル・アクリル酸＝2－ヒドロキシ－1－メチルエチル・アクリル酸ブチル・メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸＝2－ヒドロキシエチル・メタクリル酸＝2－［α－ヒドロポリ（オキシメチレン）カルボニル］－ω－イルオキシ］エチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸＝2－［3－（2*H*－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4－ヒドロキシフェニル］エチル・メタクリル酸＝1－6－ペンタメチルピペリジン－4－イル・メタクリル酸メチル共重合物	9－2349
18668	アクリル酸・アクリル酸＝2－ヒドロキシプロピル・アクリル酸＝2－ヒドロキシ－1－メチルエチル・スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸＝2，6，6－テトラメチル－4－ピペリジル・メタクリル酸＝2－［3－（2*H*－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4－ヒドロキシフェニル］エチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸＝2－エチルヘキシル・メタクリル酸＝2－（ジメチルアミノ）エチル共重合物	9－2350
18669	アクリロニトリル・スチレン・ブタ－1，3－ジエン・アクリル酸・アクリル酸＝2－メチリデンブタン二酸共重合物	9－2351
18670	アクリル酸・2－メチリデンブタン二酸共重合物	9－2352